

タイ内務省の省令発布について

21年6月4日、タイ内務省から官報第69号にて「公共の建物である高い建物、または特別に大きな建物はAEDを設置する場所を確保しなければならない」とする省令が発布されました。

(関連法：仏暦2522年建物管理法)

上記に使用されている用語については過去の省令をご参照ください。

□「公共の建物」(同省令第55号)

一般の人が集まって利用すること、公務員が活動を行うこと、政治、教育、宗教、社会、レクリエーション、商取引を目的として使用される建物。例えば、シアター、公会堂、ホテル、病院、学校、図書館、屋外競技場、屋内競技場、市場、デパート、商業センター、サービス施設、空港、トンネル、橋、駐車場、停車場(駅、バス停)、港、埠頭、墓地、火葬場、宗教施設、等。

□「高い建物」(同省令第33号)

地面から屋上までの高さが23m以上の建物

□「特別大型建物」(同省令第33号)

建物または建物の一部を住居として使用するために建設された建物、または同一種類または複数の種類の事業をおこなうために建設された建物で、各階の合計面積、またはひとつの階の面積が10,000 m²以上を有する建物。

※ 詳しくは下記資料(タイ語)をご参照下さい。

กฎกระทรวง ฉบับที่ 69 (省令第69号)

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/A/038/T_0009.PDF

กฎกระทรวง ฉบับที่ 33 (省令第33号)

<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2535/A/011/6.PDF>

กฎกระทรวง ฉบับที่ 55 (省令第55号)

<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/00019247.PDF>